

# 運賃及び料金の適用方法

I : 運賃の適用方法

II : 運賃及び料金の割引又は割増

記録	: 届出	平成21年3月5日	届出
	: I-9 貸切運賃の変更	平成23年10月1日	届出
	: II-1(1) 定期旅客運賃の変更	平成26年2月28日	届出
	: II-1(9) 子供無料キャンペーン適用	令和1年10月1日	届出
	: 全般見直し	令和1年10月1日	届出

事業者 : 唐津汽船株式会社

定期事業航路 : 神集島～湊間航路(九州3032)

使用船舶 : 荒神丸(19G/T)



## I 運賃の適用方法

### 1. 旅客運賃

- (1) 片道旅客運賃は、旅客が船室に片道1回乗船する場合に適用する。
- (2) 旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

### 2. 小児旅客運賃

- (1) 次の旅客には、小児旅客運賃を適用する。
  - ① 小学校に就学している小児
  - ② 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児
  - ③ 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児であって大人1名につき1人を超えるもの
- (2) 1歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児(団体として乗船するものを除く。)の運賃であって大人1名につき1人分は、無料とする。
- (3) 小児旅客運賃は、大人運賃の半額とし、10円未満のは数は、5円以上は切り上げ、5円未満は切り捨てる。

### 3. 定期旅客運賃

- (1) 定期旅客運賃は、旅客が同一区間を一定の期間内に不定回数乗船する場合に適用する。
- (2) 通勤定期旅客運賃は、通勤旅客に適用する。
- (3) 通学定期旅客運賃は、次に掲げる学校等の学生及び生徒等が本人所属の学校長等から交付を受けた通学証明書を提出した場合又は通学定期乗船券購入兼用の身分証明書を提示した場合に適用する。
  - ① 学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園(通信教育を含む。)
  - ② 上記①以外の国公立の学校
  - ③ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校
  - ④ 児童福祉法第39条の保育所
- (4) 特殊定期旅客運賃は、通院又は物品の販売等のため乗船する旅客で、当社において指定する者に適用する。

#### 4. 回数旅客運賃

- (1) 回数旅客運賃は、旅客が同一区間を多数回乗船する場合に適用する。
- (2) 回数旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。
- (3) 回数旅客運賃は、乗船区間の片道旅客運賃及び料金の10倍の額とし、券片数は11枚とする。

#### 5. 団体旅客運賃

- (1) 一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の旅客が乗船する場合に適用する。
- (2) 学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の次に掲げる学校等の学生及び生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長から申込みのあった場合に適用する。
  - ① 学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園（通信教育を含む。）
  - ② 上記①以外の国公立の学校
  - ③ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校
  - ④ 児童福祉法第39条の保育所

#### 6. 手荷物運賃

- (1) 受託手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する手荷物1個を、片道1回運送する場合に適用する。
- (2) 特殊手荷物運賃は、旅客が乗船する場合に特殊手荷物1車両を片道1回運送する場合に適用する。
- (3) 各手荷物券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

#### 7. 小荷物運賃

- (1) 小荷物運賃は、荷送人から運送の委託を受けた小荷物1個を、片道1回運送する場合に適用する。

#### 8. 貸切運賃

- (1) 貸切運賃は、旅客が1船を貸し切って片道乗船する場合に適用する。
- (2) 上記(1)の旅客定員は10名までの貸切運賃とする。
- (3) 上記(2)において、乗船者の数が10名を超えた場合は、以後1名増えるごとに、大人については旅客運賃を加算し、小人については小児旅客運賃を加算する。
- (4) 荷物貨物がある場合は、その容積容量によって別途加算する。

## II 運賃及び料金の割引又は割増

### 1. 運賃及び料金の割引

#### (1) 定期旅客運賃

- ① 通勤定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。
  - イ 通用期間が1か月のものにあつては、4割3分1厘引
  - ロ 通用期間が3か月のものにあつては、4割5分6厘引
  - ハ 通用期間が6か月のものにあつては、4割8分4厘引
- ② 通学定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。
  - イ 通用期間が1か月のものにあつては、6割2分2厘引
  - ロ 通用期間が3か月のものにあつては、6割3分8厘引
  - ハ 通用期間が6か月のものにあつては、6割5分6厘引
- ③ 特殊定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。
  - イ 通用期間が1か月のものにあつては、4割3分1厘引
  - ロ 通用期間が3か月のものにあつては、4割5分6厘引
  - ハ 通用期間が6か月のものにあつては、4割8分4厘引

#### (2) 学生に対する運賃及び料金

- ① 次に掲げる学校の学生及び生徒(小児を除く。)で、次の適用条件に定められた要件に適合する場合は、2等旅客運賃(急行便にあつては急行料金を含む。)を2割引とする。
  - イ 学校教育法第1条の中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学及び特別支援学校(通信教育を含む。)
  - ロ 上記イ以外の国公立の学校
  - ハ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校
- ② 適用条件
  - イ 片道101キロメートル以上を旅行する場合で、本人所属の学校長等から交付を受けた、所定の旅客運賃割引証を提出したものに限る。

#### (3) 身体障害者に対する運賃及び料金

身体障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次に定めるところによる。

##### ① 適用方法

身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

イ 第1種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ) 視 覚 障 害 1級から3級及び4級の1

(ロ) 聴 覚 障 害 2 級 及 び 3 級

(ハ) 肢体不自由

・ 上 肢 1級、2級の1及び2級の2

・ 下 肢 1級、2級及び3級の1

・ 体 幹 1 級 か ら 3 級

・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

上肢機能 1 級 及 び 2 級

移動機能 1 級 か ら 3 級

(ニ) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

・ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1 級、3 級 及 び 4 級

・ ぼうこう又は直腸の機能障害 1 級 及 び 3 級

・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 1 級 か ら 4 級

(ホ) 前各号の障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に準ずるもの

ロ 第2種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ) 視 覚 障 害 4級の2、5級及び6級

(ロ) 聴覚又は平衡機能障害

・ 聴 覚 障 害 4 級 及 び 6 級

・ 平 衡 機 能 障 害 3 級 及 び 5 級

(ハ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3級及び4級

(ニ) 肢体不自由

・ 上 肢 2級の3、2級の4及び3級から6級

・ 下 肢 3級の2、3級の3及び4級から6級

・ 体 幹 5級

・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

上肢機能 3級から6級

移動機能 4級から6級

(ホ) ぼうこう又は直腸の機能障害 4級

(注) 上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による。

## ② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- イ 身体障害者手帳の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある「身体障害者乗船運賃割引申込書」を提出した場合に限る。
- ロ 介護者については、身体障害者1名について当社において介護能力があると認められた介護者1名が、当該身体障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

## ③ 割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

- イ 身体障害者及び第1種身体障害者の介護者の2等旅客運賃並びに急行便に係る1等旅客運賃及び急行料金については5割引とする。ただし、第2種身体障害者にあつては、片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。
- ロ 第1種身体障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該身体障害者及びその介護者の1等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については5割引とし、定期旅客運賃については3割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。
- ハ 小児の第2種身体障害者の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、3割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

## (4) 知的障害者に対する運賃及び料金

### ① 適用方法

昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

- イ 第1種知的障害者とは、昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの
- ロ 第2種知的障害者とは、知的障害者であつて上記イ以外の者をいう。(療育手帳の判定欄の記述が「B」のもの)

### ② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- イ 療育手帳の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある「知的障害者乗船運賃割引申込書」を提出した場合に限る。

ロ 介護者については、知的障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該知的障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

### ③ 割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

イ 知的障害者及び第1種知的障害者の介護者の2等旅客運賃並びに急行便に係る1等旅客運賃及び急行料金について5割引とする。ただし、第2種知的障害者にあつては、片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。

ロ 第1種知的障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該知的障害者及びその介護者の1等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については5割引とし、定期旅客運賃については3割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。

ハ 小児の第2種知的障害者の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、3割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

### (5) 精神障害者に対する運賃及び料金

精神障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次に定めるところによる。

#### ① 適用方法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規程により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに適用する。

イ 精神障害者とは、次の各号に該当するものであつて、第1級精神障害者、第2級精神障害者並びに第3級精神障害者に分けられ、その区分は精神障害者保健福祉手帳に表示される。

(A) 精神障害者であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。

(B) 精神障害者であつて、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。

(C) 精神障害者であつて、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

#### ② 適用条件

この割引の適用に当たつての条件は次のとおりとする。

イ 精神障害者保健福祉手帳の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある「障害者乗船運賃割引申込書」を提出した場合に限る。

ロ 介護者については、精神障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該精神障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

イ 精神障害者及び第1級精神障害者の介護者の旅客運賃については5割引とする。ただし、第2級精神障害者並びに第3級精神障害者にあつては片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。

ロ 第1級精神障害者が介護者とともに乗船する場合には、定期旅客運賃については3割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

ハ 小児の第2級精神障害者及び第3級精神障害者の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については3割引とする。ただし、小児の旅客運賃については、割引を適用しない。

(6) 被救護者に対する運賃及び料金

① 適用方法

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者(以下「被救護者」という。)及びその付添人に適用する。

イ 児童福祉法第12条の4の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第41条から第44条までの各施設

ロ 生活保護法第38条の保護施設

ハ 社会福祉法第2条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの

ニ 少年院法第3条の少年院及び少年鑑別所法第3条の少年鑑別所

ホ 更生保護法第29条の保護観察所

② 適用条件

イ 本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。ただし、被救護者が行商等営利を目的として旅行する場合を除く。

ロ 被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがあるものであり、当社において付添いが必要と認めた場合に限る。

③ 割引の内容

2等旅客運賃(急行便にあつては急行料金を含む。)を5割引とする。



(7) 団体旅客運賃に対する割引

- ① 一般団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃及び料金の1割引とする。
- ② 学生団体旅客運賃の割引率は、2等旅客運賃(急行便にあつては急行料金を含む。)を大人(付添人を含む。)については3割引、小児については1割引とする。

(8) 指定日に係る無料キャンペーンに対する割引

① 適用方法

イ 対象期間中に大人(1名)に同伴されて乗船する小学生(同伴者が管理できる範囲内)に適用する。

② 適用期間

イ こ ども の 日            5月5日

ロ 海            の            日            7月第3月曜日

ハ 神集島祇園祭(夏)        7月第3土曜日及びその翌日

ただし、政令や省令等にて祝休日の変更があつた場合や島内祇園祭に変更があつた場合には、あらかじめ指定された日に準ずる。

また、各日とも実施前に主催者側からの無料キャンペーンに伴う事前周知があつた場合に適用する。

③ 割引の内容

イ 小児運賃を10割引とする。

(9) 貸切運賃の割増

- ① 夜間(定期最終便の神集島着から翌日の定期始発便の神集島発までの間)における貸切運賃の割増率は5割増とする。

2. 運賃割引の重複適用

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する定期旅客運賃及び回数旅客運賃の割引を除いて、重複して適用しない。

3. 運賃及び料金のは数処理について

運賃及び料金は、10円を単位とし、割引後又は割増後の10円未満のは数は、切り上げとする。